本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講ずることとした。（第四五条の三の二、第四五条の三の三、第三一七条の三の二及び第三一七条の三の三関係）

㈡　給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（第三一七条の六関係）

㈢　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条関係）

㈣　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈤　住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和二〇年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和七年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとした。（附則第五条の四の二関係）

㈥　都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除についての申告特例の求めの申請書について、性別の記載を不要とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第七条関係）

㈦　上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとした。（第三二条、第三一三条及び附則第三三条の二関係）

㈧　上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講ずることとした。（附則第三五条の二の六関係）

㈨　法人の道府県民税及び市町村民税に係る外国税額控除について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈩　法人の道府県民税及び市町村民税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈠　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三一年四月一日から令和三年一二月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等の措置を廃止することとした。（附則第七条の六関係）

㈡　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条関係）

2　事業税

㈠　ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとした。（第七二条の二関係）

㈡　ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあっては所得割額により、それぞれ課することとした。（第七二条の二関係）

㈢　付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすることとした。（第七二条の二四の七関係）

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の一（改正前　一〇〇分の〇・四）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の一（改正前　一〇〇分の〇・七）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の一（改正前　一〇〇分の一）

㈣　特定ガス供給業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすることとした。（第七二条の二四の七関係）

(1)　収入割　一〇〇分の〇・四八

(2)　付加価値割　一〇〇分の〇・七七

(3)　資本割　一〇〇分の〇・三二

㈤　労働者協同組合連合会を特別法人とする措置を講ずることとした。（第七二条の二四の七関係）

㈥　法人の事業税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（第七二条の三二関係）

㈦　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成三一年四月一日から令和三年一二月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等の措置を廃止することとした。（附則第八条の六関係）

㈧　ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

㈨　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした。（附則第九条関係）

(1)　令和四年四月一日から令和六年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が一〇〇分の三以上である等の要件を満たす場合に特例措置を講ずることとした。

(2)　控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとした。

㈩　株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、控除額を見直した上、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

㈠　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）